

2025年6月5日

株主各位

## 第53回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

### 事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 株式会社キューブシステム

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子書面措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 経営方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

#### 【経営理念】

企業は人によって支えられ人によって繁栄する。  
社員はじめ、人々の幸福を保障する為に存続しなければならない。  
存続と発展の根源は利益であり、利益は顧客によってもたらされる。  
この理念をもって、  
“世界に誇れる企業を創り上げる”

また、経営理念を具現化するための基本方針を以下のとおりとする。

#### 【基本方針】

『顧客第一主義』  
『重点主義』  
『総員営業主義』

### ② コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、お客様に満足いただけるソリューション・サービスを提供し続けるために、公正かつ効率的な経営に取り組むべく、コーポレートガバナンスの充実を重要課題と考える。適確・明確な経営の意思決定、迅速な業務執行、適切・適正な監督・モニタリングが機能する経営体制の構築に努めるとともに、役員・従業員の法令遵守を徹底する。さらに、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの期待に応えるため、継続的に企業価値を高めていくことをコーポレートガバナンスの基本方針とする。

### ③ 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「キューブシステムグループ行動原則」の下、企業活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行すると定めており、以下を励行する。

- 1) 当社の経営理念および経営方針の下に、代表取締役が折に触れその志を役職員に伝え、コンプライアンスは経営の基盤をなすものであるとの認識を徹底する。また、コンプライアンス委員会 委員長は、取締役および使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、当社グループよりコンプライアンス委員を選任し、定期的に委員会を開催していくとともに、全社横断的な啓発、研修等必要な諸活動を推進する。
- 2) 当社グループの事業に従事する者からのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度の運用に関する「内部通報取扱規程」を制定するとともに、通報先を社内および社外とする通報等窓口を設置する。是正、改善の必要性がある場合については、速やかに適切な措置をとる。
- 3) 前項の通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
- 4) 内部監査室は、コンプライアンスの状況についての監査を行う。監査を受けた部署に是正、改善の必要性がある場合については、速やかにその対策を講ずる。
- 5) 当社は2006年4月から執行役員制度を導入している。2015年6月25日より経営の監督と執行の分離を進めるため、当該制度の内容を改定し、業務執行における責任の明確化を図るとともに、社外取締役を選任することにより、取締役会の業務執行に対する監督強化、ならびに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努める。
- 6) 代表取締役、取締役、および当社と委任契約となる執行役員の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、社外役員の知見および助言を活かすとともに、透明性および客観性を確保し、コーポレートガバナンス機能の一層の強化を図ることを目的に、独立役員を中心とした任意の委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- 7) 反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力および団体との取引関係を排除し、その一切の関係を持たない。
- 8) 当社グループの内部統制システムについての全般的統制の所管部署を、内部統制・統合リスク管理会議とし、社長執行役員配下に設置する。

#### (運用状況)

当社グループの全役職員を対象にコンプライアンス研修を年2回実施し、企業倫理遵守の重要性について周知徹底しております。

当社グループの事業に従事する者からのコンプライアンス上の問題に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報取扱規程」に基づき内部通報窓口を設置し、是正、改善の必要性がある場合については、すみやかに適切な措置をとっております。

独立役員を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を開催し、社外取締役が委員として意見等を適宜述べております。委員会においては、取締役候補者の選任・選定や役員等に係る報酬の妥当性を審議し取締役会に答申しています。

④ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる以下の文書（電磁的媒体を含む）および重要な情報は、法令・定款ならびに「取締役会規程」、「職務権限規程」および「文書管理規程」、その他社内諸規程に従い記録し、保存する。取締役および監査役は、その職務上必要あるときは常時、これらの文書等を閲覧できる。

- ・株主総会議事録と関連資料
- ・取締役会議事録と関連資料
- ・取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（運用状況）

法令・定款ならびに「取締役会規程」、「職務権限規程」および「文書管理規程」、その他社内諸規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる文書および重要な情報を記録・保存し、取締役および監査役が職務上必要あるときは速やかに閲覧できる状態にしております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規程」、「経営会議規程」、「執行役員規程」および「職務権限規程」を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、内部統制・統合リスク管理会議を設置する。そして、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、セキュリティ推進委員会および働き方改革推進委員会を設置する。また、上記の各委員会および当該業務所管部署において、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施する。なお、またこれら規則・ガイドライン、マニュアル等は、適宜見直してその整備を図る。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、内部統制・統合リスク管理会議および取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図る。

内部監査室は、各委員会および当該業務所管部署と連携し、各部室のリスク管理体制の有効性についての監査を実施する。これらの結果判明したリスク管理上の問題点を社長執行役員ならびに監査役会に報告する。社長執行役員は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部室に対し改善の指示を行う。被監査部室は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長執行役員および内部監査室に報告する。内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会または、経営会議に報告する。

#### (運用状況)

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係わるリスク管理による経営基盤の強化を図るため、内部統制・統合リスク管理会議（年5回開催）を設置しております。さらに、当該会議の配下に、コンプライアンス委員会、セキュリティ推進委員会および働き方改革推進委員会を設置し、それぞれその所管の対象事項・リスク管理について策定・配布した規則・ガイドライン、マニュアル等の遵守・励行を図り、適宜その周知のための研修を実施しています。

事業活動に伴うリスクについては、必要に応じ経営会議、内部統制・統合リスク管理会議および取締役会で審議し、適切な対策を講じ、リスク管理の有効性の向上を図っております。

内部監査室は、各委員会および当該業務所管部署と連携し、各部室のリスク管理体制の有効性についての監査を実施し、監査上判明したリスク管理上の問題点を社長執行役員に報告しています。社長執行役員は、重大な改善事項があると認めた場合、被監査部室に対し改善の指示を行っております。被監査部室は、改善事項についての改善状況を遅滞なく社長執行役員および内部監査室に報告し、内部監査室はその改善状況を必要に応じ監査役会または、経営会議に報告しております。

#### ⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- 1) 取締役会規程、職務権限規程・意思決定ルール
- 2) 経営会議等の諮問・評価機関による会社経営全般の重要事項の審議・検討
- 3) 事業計画策定会議による事業計画の策定、事業計画に基づく業績目標と予算の設定と、ITシステムを活用した月次・四半期業績管理の実施
- 4) 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- 5) 独立役員を中心とした任意の委員会である「サステナビリティ・ガバナンス委員会」による取締役会全体の実効性分析・評価
- 6) 統括定例会議等による、組織横断的な営業・業務の統制

(運用状況)

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にし、当事業年度においては、取締役会を計16回開催し、所定の事項につき審議しております。また、当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努めております。

また、サステナビリティ・ガバナンス委員会の指示によりサステナビリティ・ガバナンス委員会事務局が前期評価結果に対する今期の棚卸を実施するとともに、すべての取締役・監査役に対し取締役会の実効性に対するヒアリングを実施しております。

今後、サステナビリティ・ガバナンス委員会において評価を実施し、取締役会においてガバナンスに対する課題を共有し、取締役会の実効性評価を高めるために必要な改善策について議論、検討を実施いたします。なお、結果については本総会後に開示を予定しております。

⑦ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制・統合リスク管理会議が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理する。また、内部監査室は当社グループの内部監査を実施する。内部監査の結果を内部監査報告書として取りまとめ、社長執行役員および監査役会に提出する。監査結果により是正処理を必要とするものは、被監査部室または被監査会社に対し改善事項の指摘・指導を行う。また、監査結果を踏まえ、全社的に内部統制の有効性・効率性向上に寄与する事項などを全社部長会ならびに業務統括定例会議にて適宜報告する。

内部統制・統合リスク管理会議は内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図る。

「子会社管理規程」により、子会社の経営上の重要事項については当社承認事項または報告事項とする。承認事項は、承認後の実行状況および結果について当社に随時報告しなければならない。

子会社の役員は職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、子会社の会議体運営等において情報収集並びに監督を行う。

(運用状況)

内部統制・統合リスク管理会議が当社グループにおける内部統制を総括的に推進・管理を行っております。当該会議体は、内部統制監査を担当する内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図っております。また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制

システムの整備・運用状況について確認しております。

子会社の経営上の重要な事項については、親会社に所属し子会社の役員に任命されたものおよび、経営会議または取締役会の事務局が適宜実行状況を把握し、子会社管理規程に従い承認・報告がなされています。

⑧ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織を事業企画部、財務経理部、人事部および総務部とするが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、人数および人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

また、内部監査室が必要に応じ監査業務を補助し、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。内部監査室の人事（任免、異動、懲戒を含む）については予め監査役会と協議する。

（運用状況）

監査役の職務を必要に応じて、事業企画部、財務経理部、人事部および総務部が補助するほか、内部監査室が監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

⑨ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 取締役は、法令・定款および社内諸規程に従い次に定める事項を監査役会に報告する。但し、監査役が出席した会議で開示、説明された事項は、原則として報告におよばないものとする。

- a. 当社グループに著しい損害をおよぼす恐れのある事項
- b. 内部統制システムの運用状況
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 重大な法令・定款違反
- e. コンプライアンス委員会への通報状況および内容
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

- 2) 使用人は前項 a. および d. に関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- 3) 監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁ずる。

(運用状況)

取締役および使用人は、法令・定款および社内諸規程に従い、当社グループに著しい損害をおよぼす恐れのある事項等を監査役会に報告しております。なお、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行うことは禁じています。

⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会および経営会議に出席し、また、監査役が希望した場合にはその他重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的または必要に応じ意見交換の機会を設定する。

(運用状況)

重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会および経営会議の出席に加えて監査役が希望する事業計画策定に係る会議等に出席し、執行状況を把握しております。また、代表取締役、監査法人それぞれとの間で四半期に一度、または必要に応じ意見交換の機会を設定しております。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。監査役が監査役職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

(運用状況)

監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、通常の監査費用は予算化し、有事の際の費用は監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所定の手続に従

い、これに応じています。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(運用状況)

当社グループは開示書類の一層の信頼性向上のため、内部統制システムを活用し、計算書類や有価証券報告書等の作成プロセスやその適正性の確認を行っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」において基本方針として規定し、役員および使用人に遵守させる。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認する。

また既存取引先についても、各種データベースを利用して定期的に反社会的勢力との関係性がないことを確認する。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを「コンプライアンス規程」において基本方針として規定し、コンプライアンス研修を実施することで、役員および使用人に遵守させています。

原則全ての新規取引先企業（但し、国有企業をはじめとする一部公的機関等を除く）と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に当該企業集団が反社会的勢力と関係していないことを確認しております。

また既存取引先についても、各種データベースを利用して定期的に反社会的勢力との関係性がないことを確認しております。

(最終改定 2025年5月19日)

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	1,400	1,491	6,864	△503	9,252
当期変動額					
剰余金の配当			△629		△629
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,261		1,261
自己株式の取得				△186	△186
自己株式の処分				34	34
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	631	△151	480
当期末残高	1,400	1,491	7,496	△654	9,733

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	646	43	190	880	10,133
当期変動額					
剰余金の配当					△629
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,261
自己株式の取得					△186
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	80	△3	183	260	260
当期変動額合計	80	△3	183	260	740
当期末残高	727	39	374	1,141	10,874

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社北海道キューブシステム CUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. 上海求歩情報系統有限公司

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月31日であったCUBE SYSTEM VIETNAM CO., LTD. は、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。上海求歩情報系統有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### 1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② 棚卸資産

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

## 2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～39年
----	--------

## 3) 重要な引当金の計上基準

### ① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

### ② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来に発生が見込まれる額を計上しております。

### ④ 株式報酬引当金

役員株式交付内規に基づき取締役等に対する株式給付債務の当連結会計年度末給付見込額を計上しております。

### ⑤ 株式給付引当金

株式交付規程に基づき重要な職責を担う管理監督者及び有期の雇用形態をとる従業員（嘱託社員等）の一部に対する株式給付債務の当連結会計年度末給付見込額を計上しております。

## 4) 退職給付に係る会計処理の方法

確定給付制度と確定拠出年金制度を採用しております。

### ①確定給付年金制度

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、3年による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ハ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

##### ② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

#### 5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 開発サービス

開発サービスの主な内容は、受注制作のソフトウェア開発（ソフトウェアの設計、開発、テスト等の工程）及び保守運用サービス（機能追加・機能改善・システム維持管理等）であります。

開発サービスの履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェア開発及び保守運用サービスの納品、提供をすることです。これらのサービスは、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

##### ② ライセンスの供与

他社からライセンスを仕入れて顧客にそのライセンスを提供するサービス契約に関しては、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(金額の表示単位の変更について)

当社の連結計算書類に表示される科目及びその他の事項の金額は、従来、千円単位で記載をしておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積額及び償却年数の変更)

当社は、当連結会計年度において、東京本社におけるオフィスの一部解約及び賃借継続部分の期間延長を決議いたしました。それに伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手により見積額を変更するとともに、償却期間を賃借期間終了時までに変更しております。

この変更により、資産除去債務残高に98百万円を加算し、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2百万円減少しております。

### 5. 追加情報に関する注記

(株式付与E S O P信託に係る取引について)

当社及び国内連結子会社は、重要な職責を担う管理監督者及び有期の雇用形態をとる従業員（嘱託社員等）の一部を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入をしております。

#### (1) 取引の概要

本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」という。）とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、E S O P信託から、当該信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の要件を充足する制度対象者に交付及び給付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、当連結会計年度186百万円であり、期末株式数は、当連結会計年度168,700株であります。

(確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度への移行)

当社及び国内連結子会社は、2024年12月1日に退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当連結会計年度の特別利益として359百万円計上しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント
	システムソリューション・サービス
一時点で移転される財又はサービス	16
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18,334
顧客との契約から生じる収益	18,351
その他の収益	—
外部顧客への売上高	18,351

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### 1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,795	2,992
契約資産	137	345
契約負債	15	23

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14百万円です。

契約資産は、顧客との間で締結した請負契約について期末日時点で履行義務が完了しておりますが、未請求となっているサービスに係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該履行義務に関する対価は、顧客との契約に従い、成果物について顧客による検収を受けた後に請求し、対価を受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約につい

て、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 645百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,750,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月24日 取締役会	普通株式	314	20	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	314	20	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 上記の配当金の総額には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金(2024年4月24日取締役会決議分11百万円、2024年11月6日取締役会決議分13百万円)が含まれております。

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月30日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	314	20	2025年3月31日	2025年6月6日

(注) 2025年4月30日の取締役会による配当金の総額には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### 1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### 2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有している業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後6ヶ月であります。

#### 3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

受注業務規程に従い、営業債権について、顧客の状況を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権について、その金額は僅少であり、為替リスクも僅少であります。

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

毎月、月次資金繰り表を作成し取締役会に報告することで、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

(注1)、(注2)参照

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	702	688	▲13
その他有価証券	1,211	1,211	—
資産計	1,913	1,900	▲13

(注1) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1百万円)は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含まれておりません。

(注2) 投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額255百万円)については、組合財産が市場価格のない株式等で構成されているため、「投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,211	—	—	1,211

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
外国債券	—	195	—	195
社債	—	492	—	492
資産計	—	688	—	688

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、外国債券、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している外国債券及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 722円 27銭

1株当たり当期純利益 83円 81銭

(注) 役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(690,734株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(697,652株)。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	新事業開拓事業者投資損失準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,400	1,339	155	1,494	23	125	24	6,201	6,368
当期変動額									
剰余金の配当								△629	△629
当期純利益								1,179	1,179
自己株式の取得									
自己株式の処分									
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立							29	△29	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩							△29	29	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△1	550	550
当期末残高	1,400	1,339	155	1,494	23	125	18	6,751	6,918

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△503	8,759	646	646	9,406
当期変動額					
剰余金の配当		△629			△629
当期純利益		1,179			1,179
自己株式の取得	△186	△186			△186
自己株式の処分	34	34			34
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立		-			-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	80	80	80
当期変動額合計	△151	398	80	80	479
当期末残高	△654	9,158	727	727	9,886

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法
- ② 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### 2) 棚卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 …………… 2年～39年

器具備品 …………… 3年～20年

なお、器具備品のうち、特定プロジェクト開発専用のコンピュータ及び周辺機器については取得時に当該プロジェクトの原価として処理しております。

また、その他のコンピュータ及び周辺機器のうち、取得価額20万円未満のものについては取得時に一括費用処理しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

## 2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## 3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来に発生が見込まれる額を計上しております。

## 4) 退職給付引当金

確定給付制度と確定拠出年金制度を採用しております。

### ①確定給付年金制度

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、3年による定率法により翌事業年度から費用処理しております。

### ②確定拠出年金制度

確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

## 5) 株式報酬引当金

役員株式交付内規に基づき取締役等に対する株式給付債務の当事業年度末給付見込額を計上しております。

## 6) 株式給付引当金

株式交付規程に基づき重要な職責を担う管理監督者及び有期の雇用形態をとる従業員（嘱託社員等）の一部に対する株式給付債務の当事業年度末給付見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### 1) 開発サービス

開発サービスの主な内容は、受注制作のソフトウェア開発（ソフトウェアの設計、開発、テスト等の工程）及び保守運用サービス（機能追加・機能改善・システム維持管理等）であります。

開発サービスの履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェア開発及び保守運用サービスの納品、提供をすることです。これらのサービスは、顧客に移転する履行義務を充足するために、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

## 2) ライセンスの供与

他社からライセンスを仕入れて顧客にそのライセンスを提供するサービス契約に関しては、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

## (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (金額の表示単位の変更について)

当社の計算書類に表示される科目及びその他の事項の金額は、従来、千円単位で記載をしておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

## 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

### (資産除去債務の見積額及び償却年数の変更)

当社は、当事業年度において、東京本社におけるオフィスの一部解約及び賃借継続部分の期間延長を決議いたしました。それに伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手により見積額を変更するとともに、償却期間を賃貸借期間終了時までに変更しております。

この変更により、資産除去債務残高に98百万円を加算し、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ2百万円減少しております。

## 5. 追加情報に関する注記

(株式付与E S O P信託に係る取引について)

株式付与E S O P信託に係る取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度への移行)

当社は、2024年12月1日に退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として337百万円計上しております。

## 6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	580百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	782百万円
短期金銭債務	50百万円
(3) 取締役及び監査役に対する金銭債務	
金銭債務	180百万円

取締役及び監査役に対する金銭債務は、2015年6月25日開催の定時株主総会において、承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

## 8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,910百万円
外注費	431百万円
その他	147百万円
営業取引以外の取引による取引高	18百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 693, 536株

なお、上記の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式690, 734株が含まれております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	130百万円
株式報酬引当金	69
減価償却超過額	79
資産除去債務	72
役員退職慰労引当金	57
投資有価証券評価損	38
関係会社出資金評価損	26
その他	95

繰延税金資産小計	570
評価性引当額	△285
繰延税金資産合計	284

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△278
前払年金費用	△185
新事業開拓事業者投資損失準備金	△9
有形固定資産（除去費用）	△34

繰延税金負債合計	△507
繰延税金負債の純額	△222

11. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	榑野村総合研究所	東京都千代田区	25,655	コンサルティング ITソリューション IT基盤サービス	(被所有) 直接 20.2	資本・業務提携 開発委託先	ソフトウェアの開発受託 (注)	6,886	売掛金	734

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 656円 60銭

1株当たり当期純利益 78円 40銭

(注) 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(690,734株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(697,652株)。